

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社プラスエム（以下、「会社」という。）と、株式会社プラスエム従業員代表（以下、「従業員代表」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で別表に掲げる業務に従事する従業員（以下、「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、キャリア形成を図り、賃金水準の安定を確保するため本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和7年8月25日職発第0825第1号「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」（以下、「通達」という。）に定める「令和6年職業安定業務統計」（厚生労働省）の小分類を適用する。
- (2) 地域調整については、通達に定める「地域指数」により、派遣先事業所を管轄する「ハローワーク別地域指数」にて調整する。
- (3) 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。
- (4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、当該額に別表1の地域指数を乗じた額に、さらに5%を乗じて得た額（1円未満の端数は切り上げる）とする。
- (5) 会社は、対象従業員の賃金が、比較対象となる一般労働者の平均賃金の額と同等以上となるよう毎年確認するものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1「プラスエム」欄のとおりとする。

- (1) 別表1の「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」と同額以上であること

(2) 各等級の職務と別表1の「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」
との対応関係は次のとおりとすること

7等級：0年 6等級：1年 5等級：2年 4等級：3年
3等級：5年 2等級：10年 1等級：20年

2 会社は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合は、基本給の見直しをすることとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規程に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤距離（往復分）の1キロメートルあたり18円として計算し、日額646円までの範囲において、実費に相当する額を支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第7条 賃金の決定は、1年ごとに行うこととし、評価については、別表2「従業員評価基準表」を活用する。評価は客観的かつ公正に実施するものとし、その結果、職務の変更があったと認められる場合には、昇格とする。

（賃金以外の待遇）

第8条 教育訓練、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、就業規則の規定によるものとする。

（教育訓練）

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、無償かつ有給で労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って着実に実施する。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和8年 3月 25日

株式会社プラスエム 代表取締役 渡瀬真由美

従業員代表 酒井一誠